

社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会 行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けられる雇用環境の充実を図るとともに、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(2) 目標

【次世代育成対策推進法】

① 男性の1週間以上の育児休暇取得率を80%以上にする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 対象職員へ育児休業等の制度を個別に説明する
- 令和8年7月～ 全職員に対し制度理解を深めるためメール等で制度をPR
(年1回)

②月平均の時間外労働時間を1時間削減する。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 時間外労働時間の把握を継続する
所属ごとに課題の分析をする
- 令和8年11月～ 時間外労働時間の削減に向けた提案を職員から募集し、
出た案を周知する

【女性活躍推進法】

③課長以上に占める女性の割合を40%以上にする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 職階に適した研修を受講する
- 令和8年7月～ 問題点の洗い出し、課題の検証

【男性の1週間以上の育休取得率】

67% (R5年度～R8年度)

【課長以上に占める女性の割合】

28.6% (R6年度)

【月平均の時間外労働時間】

令和5年度：全体9.0時間

令和6年度：全体9.1時間